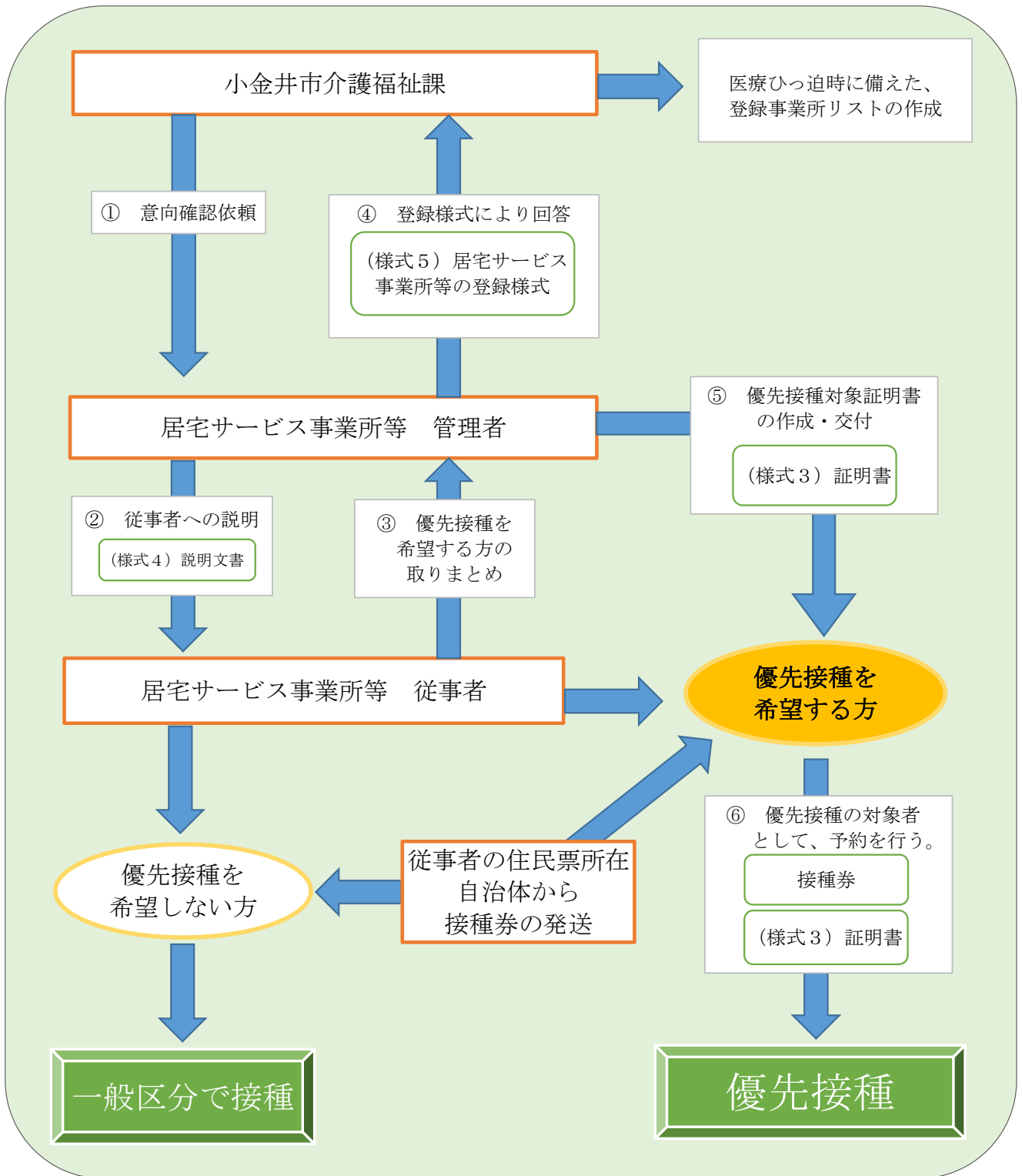


居宅サービス事業所等の従事者に係る新型コロナワクチンの優先接種【概略図】



※ 優先接種の予約方法等については、住民票所在地の市区町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受けることとなります。お住いの市区町村のホームページ及び広報等により、ご確認ください。

※ 一部自治体においては、年齢または地域別に接種券の郵送を分ける場合があります。接種券が届かない場合は、お住いの市区町村へ優先接種の対象者である旨を伝えてご確認ください。